摂津市産前産後ヘルパー派遣事業

～支援内容（できること・できないこと）～

○家事の支援

原則として、利用者が室内で日常的に担っている範囲で、同居家族分も支援対象となりますが、一般的に月に数回程度しか行わないことや業者に依頼するような掃除など、日常的とは認められない家事は支援の対象外となります。

支援内容	できること	できないこと
調理等	・調理 下ごしらえ、味付け、 当日分の家族の食事(1，2 品程度) ※離乳食含む ・配膳 ・テーブル拭きや片付け	・特別な手間をかけて作る料理 ・来客の応接(飲食や食事の手配等) ・大量の作り置きなど
洗濯等	・洗濯機を回す ・洗濯物を干す、たたむ、片付ける	・特別な手間をかけて行う洗濯(カーテンや布団等大型洗濯物の洗濯、セーターの手洗い、布おむつの洗濯等) ・アイロンがけや裁縫
掃除等	・リビング、寝室、台所、風呂、トイレ、洗面所等の日常的に行うような簡易な掃除(掃除機、拭き掃除程度) ・散らかったおもちゃなどの片づけ	・シンク、換気扇、冷蔵庫、エアコン、網戸等の掃除 ・大掃除、浴室などのカビ取り ・床のワックスがけ ・庭掃除(植木の水やり、剪定、草むしり等) ・引っ越しの手伝い ・高所など危険を伴う掃除
買物等	・近所のスーパーなどで購入可能な食材及び日用品の買物	・贈答品の購入 ・家具、電気器具等の購入 ・その他日常生活必需品以外の購入
その他	・郵便局及びポストへの郵便物の持込み ・シーツの交換	・銀行への振込み及び引き出し等 ・市役所等への申請手続き等 ・自動車の給油、洗車、清掃 ・ペットの世話 ・家の室内外の修理及び修繕 ・仕事の手伝い ・クリーニング店への受渡し ・保育園や塾の送迎

○育児の支援

一部の支援を除き、原則として室内で日常的に行う育児が対象です。また、原則、児に直接触れる支援や養育者が自宅に不在中の赤ちゃんのお世話や子守りをすることはできません。

支援内容	できること	できないこと
授乳の援助	・湯沸し、ポット等への移し替え ・粉ミルク調合 ・哺乳瓶の洗浄、煮沸、煮沸後の片付け	・対象者にミルクを与える※授乳の手伝いや指導の範囲内は可能
おむつ交換	・おむつの交換	
沐浴の援助	・ベビーバスの用意、片付け ・沐浴の援助や着替えの援助	・対象児を風呂に入れる
適切な育児環境の整備	・エアコンの温度調節 ・窓開け、カーテンによる室温調整 ・ベビー布団の用意・片づけ	
兄姉児の遊び相手	・兄姉児の遊び相手（居宅内に限る） ※養育者の在宅時に限る	・兄姉児の食事・着替え等の身の回りの世話 ・兄弟の保育園等への送迎や病院の付き添い
その他必要な育児援助	・対象児と兄弟連れでの散歩、対象児の健診や予防接種の付き添い（自宅から付き添う場合は、徒歩又は公共交通機関の利用に限る。ヘルパーとの現地待ち合わせは可能） ※養育者の同伴が必要 ※ヘルパーが公共交通機関を利用した際は、交通費は利用者が負担する（ヘルパーが立替払いすることは不可）	・ヘルパーと対象児、兄弟だけの外出 ・養育者の医療機関受診、冠婚葬祭等の付き添い ・ヘルパーの乗用車への同乗 ・ベビーベッド、乳児用玩具の組立て、取付け ※兄弟への支援を主目的とする内容は不可